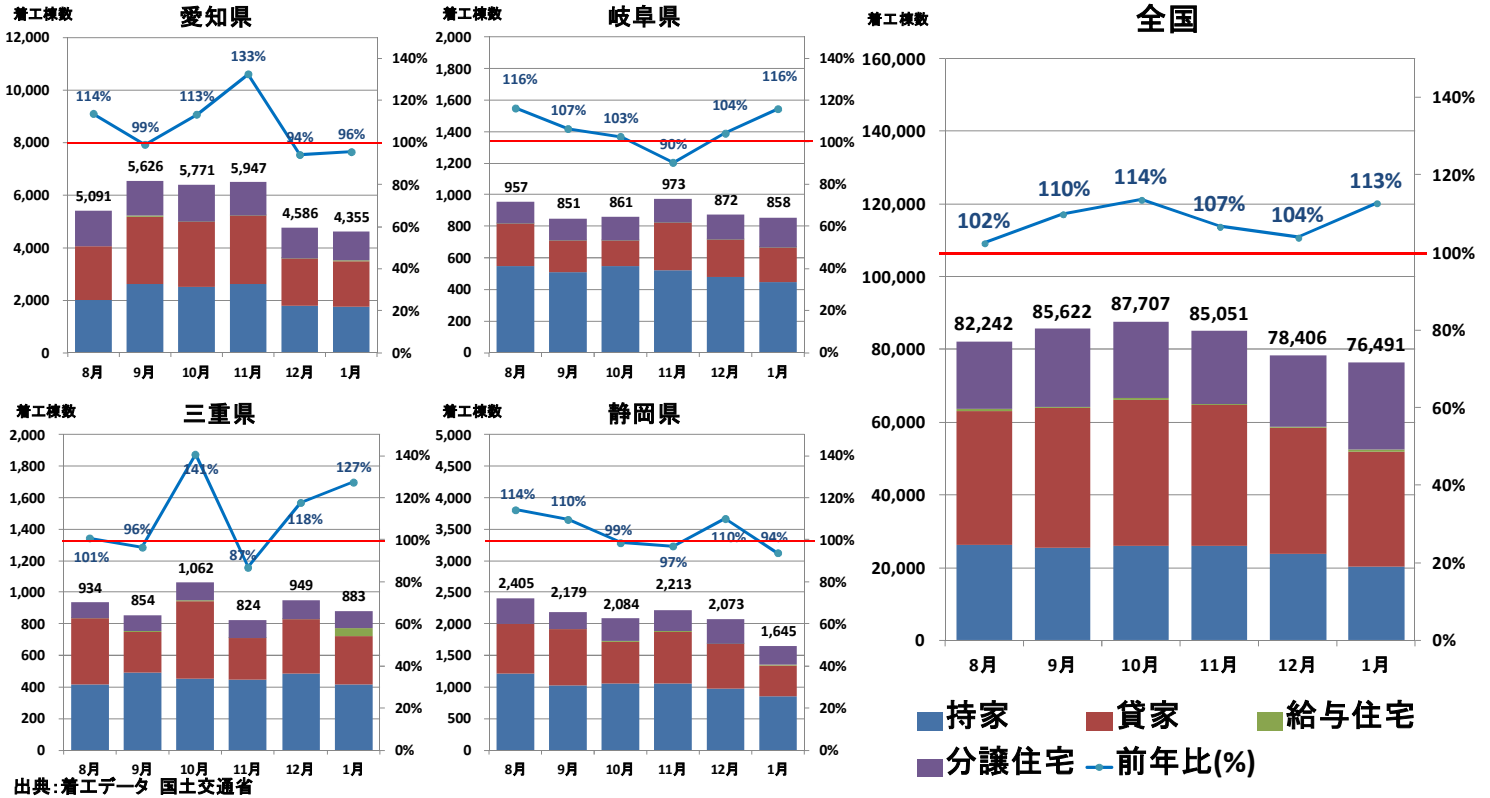
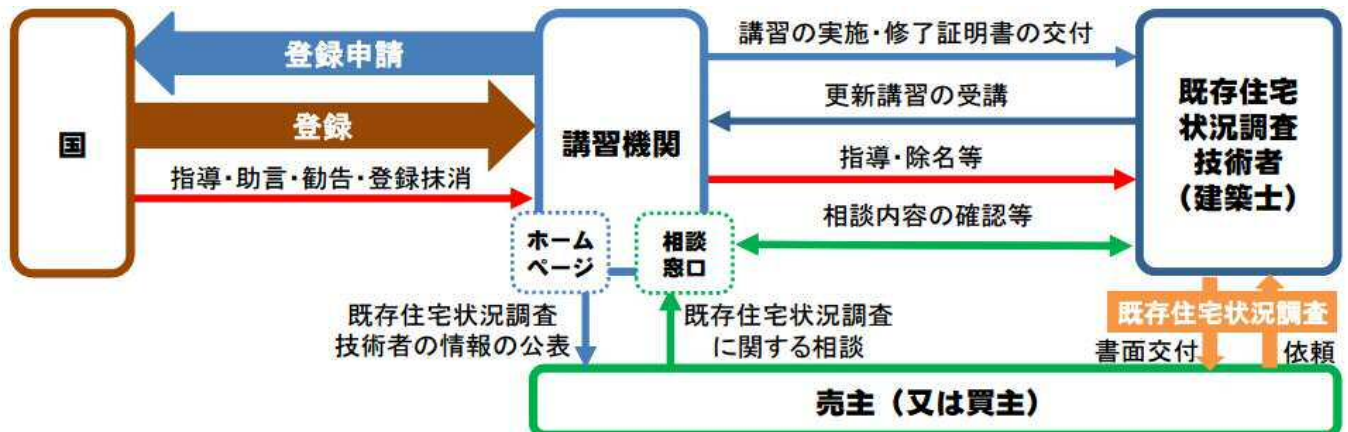


東海4県の着工推移



既存住宅状況調査技術者講習の登録について

国土交通省は、**既存住宅状況調査技術者講習**制度を創設し、資格取得のための講習を担う団体の登録を開始。これに関連し、3月10日付で【一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会】が行う講習が、国土交通大臣より**既存住宅状況調査技術者講習**として初めて登録されました。



(参考) 国土交通省HP「既存住宅状況調査技術者講習制度について <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/>

消費税税率引き上げ時期変更後の住宅対策について

消費税10%となる引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されるに伴い、住宅ローン控除や認定住宅の新築などをした場合の所得税額控除等の規定について、**適用期限が平成31年6月30日から平成33年12月31日に延長されます**。また、消費税が10%に変更されても控除限度額は変わりません。

引き上げ時期変更後		平成29年					平成30年					平成31年					平成32年					平成33年								
消費税率引き上げ		(4月1日) 経過措置指定日(8%適用期限)										(10月1日) 税率引き上げ(10%)																		
住宅ローン減税	控除対象借入限度額： 長期優良住宅・低炭素住宅5,000万円、一般住宅4,000万円																													
すまい給付金	給付額:最大30万円※1										給付額:最大50万円※2まで拡充																			
贈与税非課税措置	非課税枠:最大1,200万円										非課税枠:最大3,000万円まで拡充																			
	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	12	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

※1: 収入額の目安510万円以上 ※2: 収入額の目安775万円以下

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等について

